

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月21日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員</u>に支給する報酬 確定した額又は支給予定額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（契約書の作成）</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>一般職の非常勤職員</u>に支給する報酬 確定した額又は支給予定額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（契約書の作成）</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>かし担保責任</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。